

昭和 58 年版 婦人労働の実情 概 要

昭和 58 年 10 月

労働省 婦人少年局

I 昭和57年における婦人労働の概況

昭和57年は、第2次石油危機後の景気停滞の長期化を背景として労働経済面でも厳しい状況が続いたが、婦人労働については次のような動きがあげられる。

1. 就業状況

- (1) 女子労働力人口（就業者＋完全失業者）は2,252万人で前年比1.9%増（同男子0.7%増）であり、労働力人口総数に占める女子の割合は前年より0.3ポイント高まって39.0%になった。

女子の労働力率は、前年より0.3ポイント高まり48.0%となったが、年齢別には40歳台及び20歳台後半層の上昇が大きい。また上昇を続ける有配偶女子の労働力率は50.0%に達した。

- (2) 女子就業者数は2,200万人で前年比1.8%増（同男子0.6%増）であり、前年の伸びを上回った。

- (3) 女子の完全失業者数は52万人で前年に比べ5万人増加し、完全失業率も2.3%と前年の2.1%より0.2ポイント上昇した。

- (4) 女子雇用者数は1,418万人で前年に比べ27万人（前年比1.9%増）増加し、伸び率は前年に比べ小幅化したものの、男子を上回り引き続き堅調な増加となっている。雇用者総数に占める女子の割合は前年より0.1ポイント高まり34.6%となった。

- (5) 女子雇用者の増加は卸売・小売業の14万人（3.9%増）、サービス業の10万人（2.5%増）が多く、一方製造業は前年の増加から5万人の減少（1.3%減）となった。

- (6) 職業別にみると、女子雇用者の増加は事務従事者の14万人（3.1%増）、販売従事者の8万人（5.0%増）で大きく、技能工、生産工程作業者は7万人の減少（2.2%減）となった。

(7) 女子非農林業雇用者は企業規模別にみるとすべての規模で増加しているが、特に1～29人規模では16万人（3.0%増）と大きな伸びを示し、規模が大きくなるほど増加幅が小さくなっており、500人以上規模では保ち合いとなった。

雇用形態別にみると、臨時雇・日雇が14万人（5.6%増）、常雇が13万人（1.1%増）増加し、常雇において増勢が鈍化した。

(8) 非農林業における女子短時間雇用者（週の就業時間が35時間未満の者）は284万人で、前年に比べ18万人、6.8%増（56年10万人、3.9%増）と前年の伸びを大幅に上回った。短時間雇用者の増加は非農林業女子雇用者の増加の約7割を占め、また雇用者中に占める短時間雇用者の割合は20.5%（56年19.6%）となり上昇を続けている。

(9) 女子雇用者数を年齢別にみると、若年人口の減少など人口構成の変化に加えて年齢階級別の労働力率の動向を反映し、雇用者中に占める35歳以上層の割合は年々上昇して54.7%（56年53.6%）となった。

(10) 女子非農林業雇用者を配偶関係別にみると、有配偶者は26万人（3.2%増）増加したのに対して、未婚者及び死別・離別者は前年と変わらず、雇用者総数に占める有配偶者の割合は58.8%（56年58.0%）、既婚者の割合は68.5%（56年67.9%）と引き続き高まった。

(11) 求人・求職状況は、女子の新規求人数は前年に比べ5.2%減少したのに対して新規求職者数が3.4%増加したため、新規求人倍率は前年の0.75倍より更に低下して0.69倍（男子0.96倍）になった。

(12) 新規学卒就職者の学歴別構成比をみると、中学卒の割合が4.5%（前年より0.4ポイント低下）、高等学校卒業者の割合は61.3%（同0.5ポイント上昇）、短大卒22.3%（前年と同水準）、4年制大卒11.9%（0.1ポイント低下）となった。また4年制大卒女子の就職率は69.2

%（５６年６７.６％）、短大卒の就職率は７８.１％（５６年７８.４％）となった。

2 労働条件

- (1) 女子の現金給与総額は１８０,０８０円であり男女間賃金格差（男子の賃金を１００とした場合の女子賃金の割合）は５２.８（５６年５３.３）と女子パートタイム労働者の増加などにより前年に比べ０.５ポイント拡大した。
- (2) 女子の１人平均月間総実労働時間は１６２.９時間（５６年１６３.５時間）であり、所定内労働時間（５６年１５７.５時間、５７年１５６.９時間）が減少したことにより前年に比べ０.６時間の減少となった。

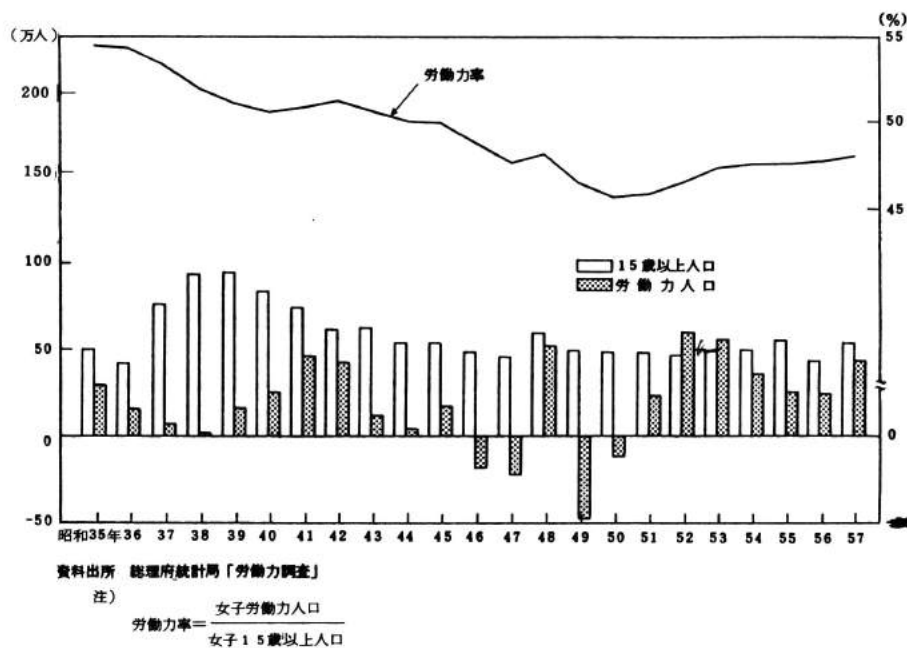
Ⅱ 長期的にみた婦人労働の動き

1. 女子労働者の動向

- (1) 女子労働力人口、非労働力人口の推移 — 50年までは専業主婦増加、51年以降主婦の労働力化進む —

女子労働力人口（就業者＋完全失業者）は35年の1,838万人から57年の2,252万人へ年率0.9%で増加した。労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は50年まで長期低下傾向を示し、51年以降上昇している。このため労働力人口の増加は50年までは専ら人口の増加によっており、51年以降は労働力率の上昇による増加寄与が高まっている（第1図）。

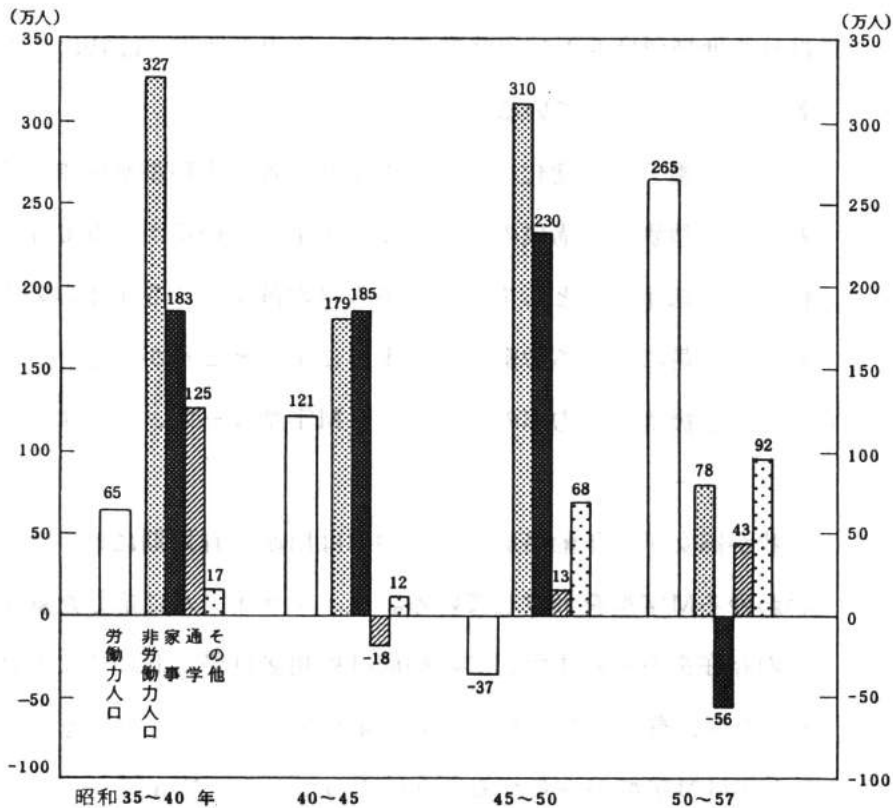
第1図 女子15歳以上人口、労働力人口の対前年
増減数及び労働力率の推移



15歳以上人口から労働力人口を除いた非労働力人口は2,420万人（57年）で、その約3分の2は専業主婦である（非労働力人口中「家事」63.9%、「通学」15.7%、「その他」20.5%）。

50年までは「家事」の増加が大きく、51年以降は専業主婦の労働市場への進出によりその数は減少している。また、高齢化の進展とともに「その他」の増加が大きくなっている（第2図）。

第2図 女子労働力人口、非労働力人口の対前期増減数の推移



資料出所 総理府統計局「労働力調査」

(2) 女子労働力率の変化 — 50年までは長期低下基調、50年を底に
反転上昇 —

女子労働力率は35年の54.5%から50年の45.7%へ15年間に
8.8ポイント低下したのち、57年には48.0%へ7年間で2.3ポイン
ト上昇している。

イ 世帯類型別労働力率 — 50年代、雇用者世帯での上昇目立つ —

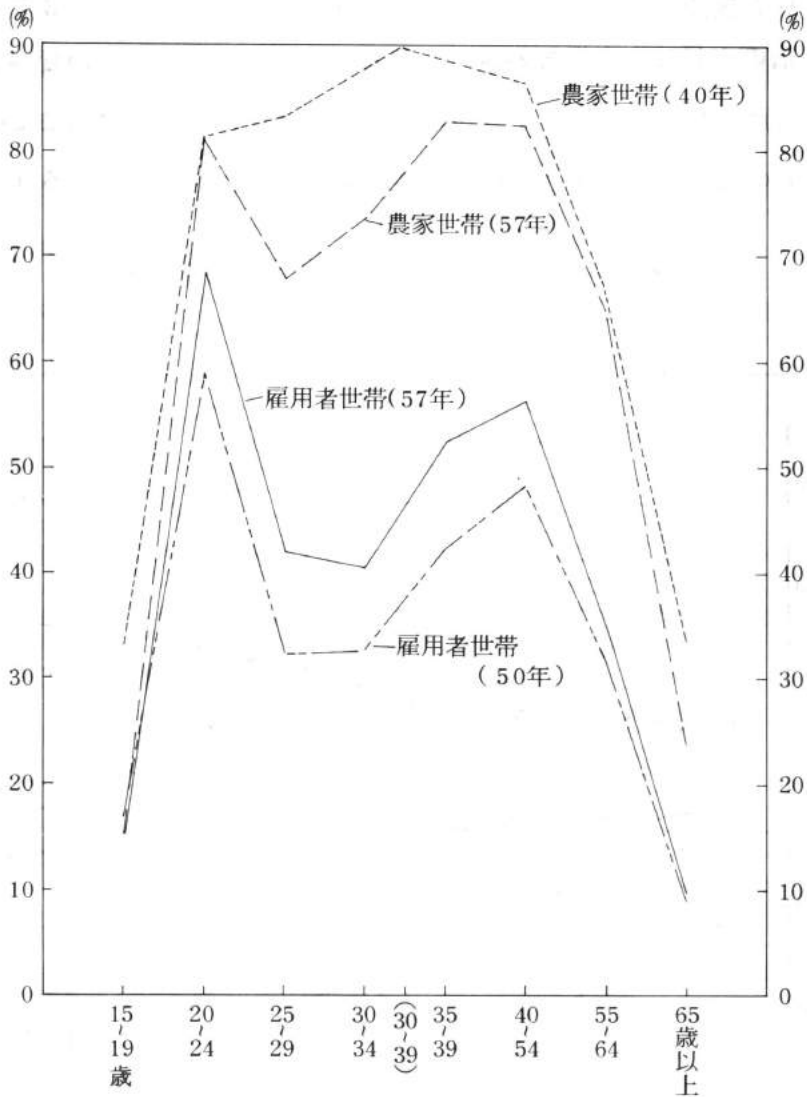
女子の労働力率は自営業世帯及び農家世帯で高く雇用者世帯では低
いが、長期推移をみると農家世帯では50年まで大幅低下以降横ばい、
自営業世帯では51年以降若干上昇、雇用者世帯では特に51年以降
着実な上昇を示している。

女子労働力率の変化は、以上のような各世帯類型別労働力率の変化
と世帯類型別人口構成の変化によって生じているが、50年までの労
働力率の低下は主として農家世帯人口の減少に、51年以降の上昇は
雇用者世帯における労働力率の上昇によるところが大きい。

ロ 年齢階級別労働力率の変化 — M字型カーブ、50年代は上方へ
シフト —

我が国女子の年齢階級別労働力率は出産、育児期に低下するという
いわゆるM字型を形成している。ライフサイクルに応じた就業パター
ンの存在をあらわすが、この傾向は雇用者世帯においてより顕著であ
る。なお、農家世帯においても、40年には高い山型となっていたのが
近年はM字型がみられるようになっている（第3図）。

第3図 年齢階級別、農家世帯・雇用者世帯の女子労働力率



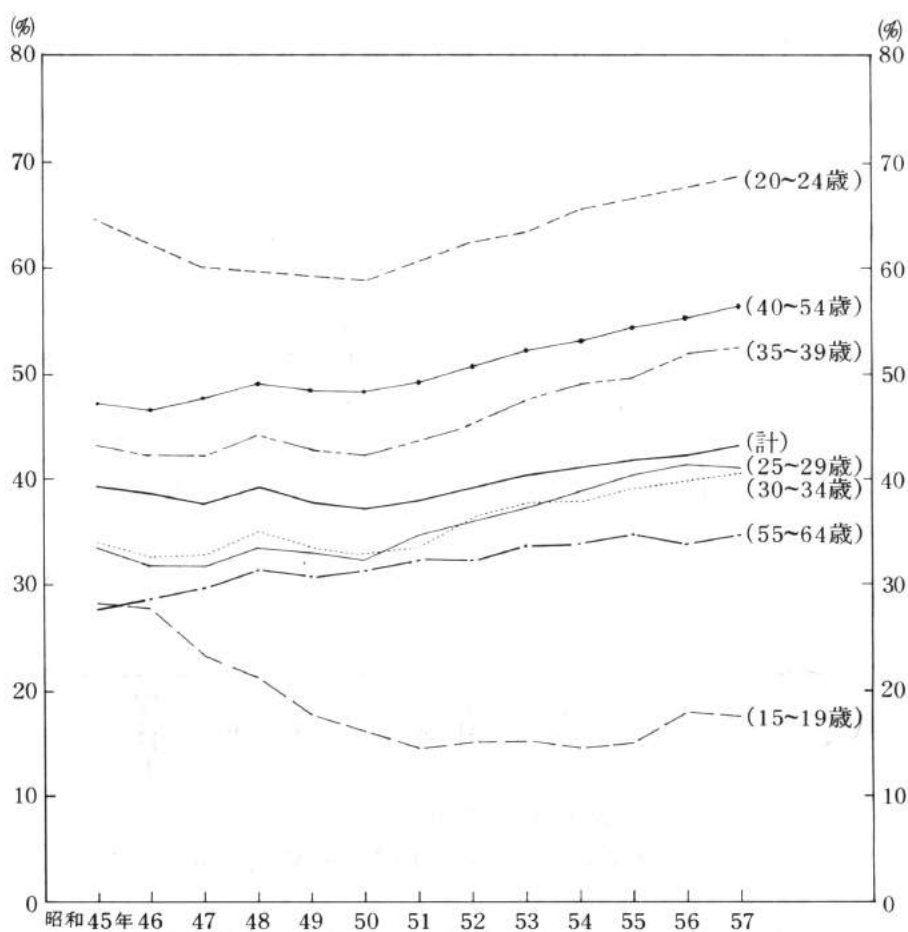
資料出所 総理府統計局「労働力調査」

注) 農家世帯の40年の年齢階級区分は、30～39歳

雇用者世帯における年齢階級別労働力率の変化をみると、50年代は15～19歳層を除くほとんどの年齢層で労働力率が上昇し、M字型カーブが全体に上方ヘシフトしている。①15～19歳層での低下は進学率の上昇、②20～24歳層の上昇は高学歴学卒就職者の就業

意欲の高まりや未婚率の上昇、③ 25～34歳層の上昇は高学歴化、保育施設等の整備などによる継続就業意欲の高まり、④ 35～54歳層の上昇は出生児数の減少など女性のライフサイクルの変容と、第3次産業化やパートタイム雇用機会の増大などの需要要因による就業意欲の高まりなどが、それぞれ主に影響しているとみられる（第4図）。

第4図 雇用者世帯における女子労働力率の推移



資料出所 総理府統計局「労働力調査」

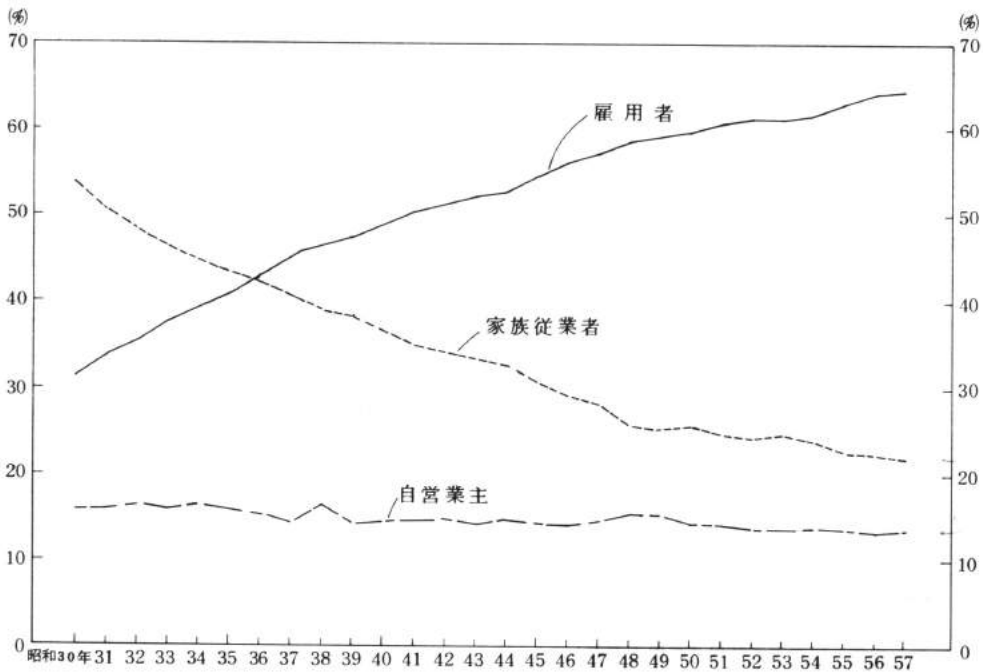
(3) 就業者の動き — 家族従業者の割合急速に低下、雇用者の割合3分の2に上昇 —

女子就業者は57年2,200万人で就業者全体の39.0%を占め、50年代に入り堅調に増加している。

従業上の地位別にみた女子の就業構造は過去30年近くの間著しく変化した。30年には半数以上を占めていた家族従業者の割合が農家世帯人口の減少により50年まで急速に低下する一方、雇用者の割合は30年の約3割から一貫して上昇し36年には家族従業者の割合と逆転して上回るようになり、57年には3分の2を占めるに至っている(第5図)。

なお、自営業主の割合はほぼ横ばいで推移しているが、57年ではその約8割は非農林業に含まれ、うち「雇い人有り」の者の割合は1割程度と少なく、大部分が「雇い人無し」の業主でその約半数は内職者である。

第5図 従業上の地位別就業者構成割合の推移



資料出所 総理府統計局「労働力調査」

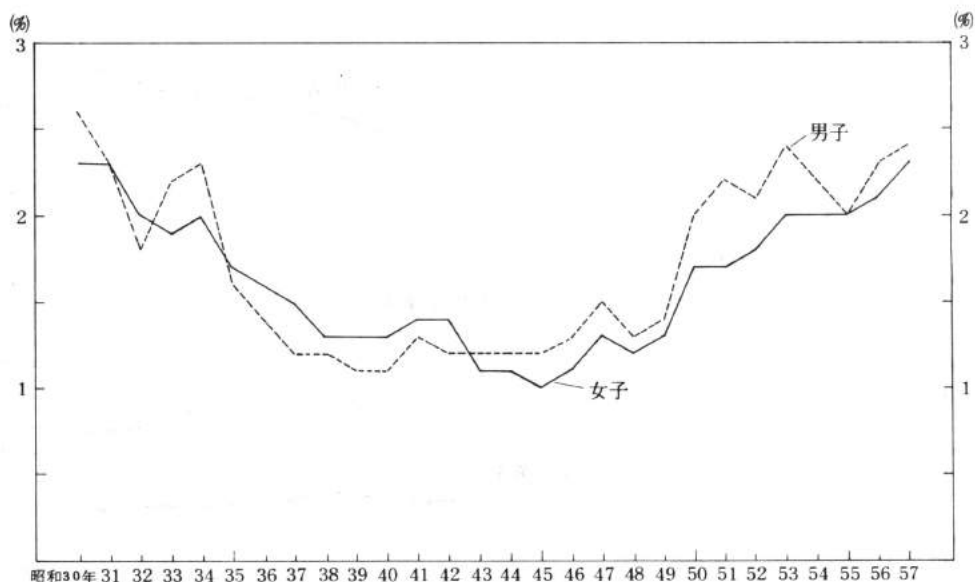
17
14
2
36
7
10

(4) 失業者の動向 — 2%台水準の続く女子失業率 —

57年の女子完全失業者数は52万人、完全失業率は2.3%と30年と並ぶ高い水準の失業率となった。女子の失業率は45年の1.0%を底として40年代は低い水準で推移していたが、第1次石油危機の影響から50年には1.7%に高まり、その後2%台に達している(第6図)。

失業率は景気の動向に敏感に反応するが、前2回の不況(46年、49年不況)と今回不況(第2次石油危機後の55年以降の景気下降)における女子の失業を取り巻く状況を比べると、前2回の不況では就業者数が大きく減少するとともに離職を機に非労働力化する者が多かったのに対して、今回不況においては就業者数が堅調な増加を続ける一方で失業者数も増加している。労働市場に新規参入する者が増加し、さらに離職してもかつてのように非労働力化せず労働市場にとどまる層が増えているためとみられる。

第6図 男女別完全失業率の推移



資料出所 総理府統計局「労働力調査」

2. 女子雇用者の増加とその特徴 — 35年に比べほぼ倍増 —

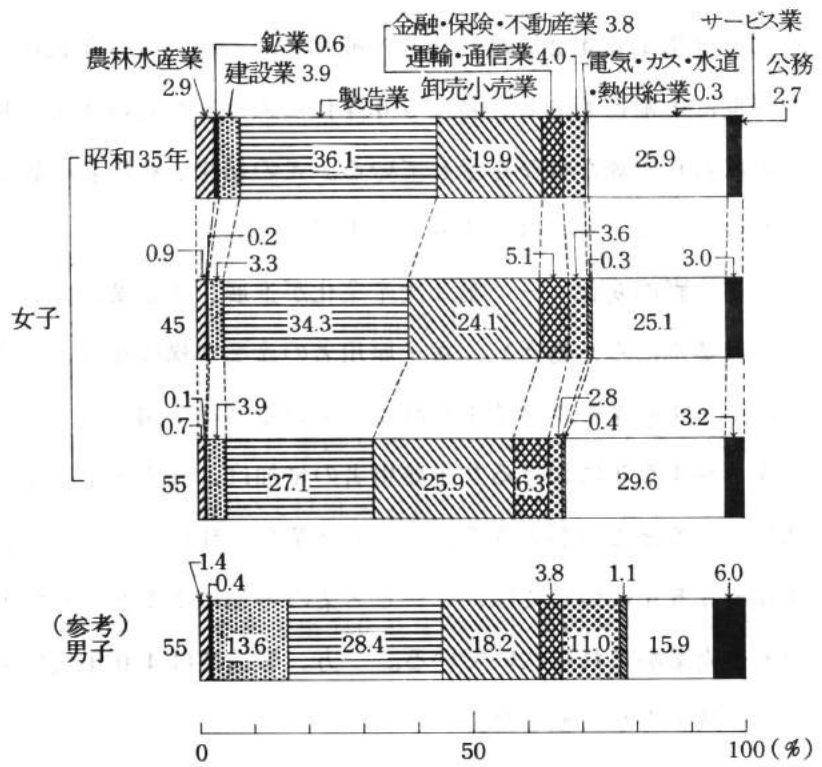
女子雇用者数は57年1,418万人で、35年に比べ92.1%増とほぼ倍増した（男子64.2%増）。その推移をみると、30年代後半以降の高度成長期に大幅に増加し、特に50年代に入ってから男子の伸びが鈍化したのに対し堅調な伸びを示している。この結果、雇用者総数に占める女子の割合は、57年には34.6%に上昇した。

(1) 就業分野の変化 — 第3次産業化が進展、小企業の割合高まる —

（産業別にみた動き） 女子雇用者の産業別構成比は、長期的にみて更に第3次産業のウェイトが高まっている（第7図）。

35～45年における女子雇用者の増加は、卸売・小売業、製造業の増加によるところが大きく、サービス業がこれに次いでいる。また、45～55年については、サービス業の増加によるところが大きく、卸売・小売業がこれに次いでいる。一方、製造業は40年代後半の大幅減により減少寄与に転じた。

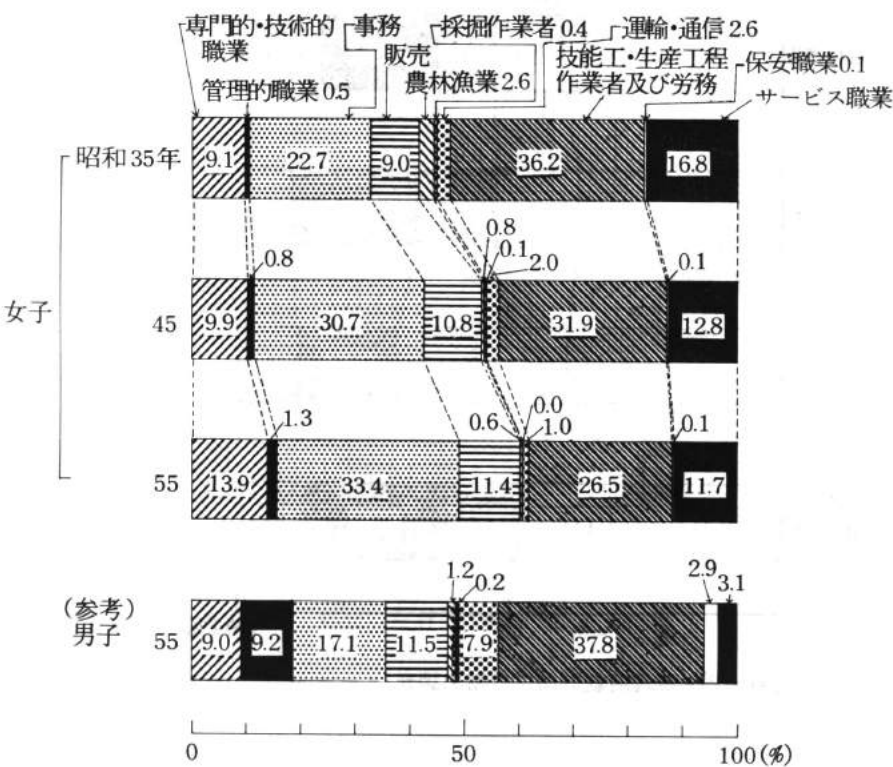
第7図 産業別女子雇用者構成比の推移



（職業別にみた動き） 職業別構成比の変化をみると、事務従事者、専門的・技術的職業従事者及び販売従事者などホワイトカラー職種の割合が上昇する一方、技能工、生産工程作業員などの割合が一貫して低下している（第8図）。

35～55年における増加寄与率は事務従事者が最も大きく、また専門的・技術的職業従事者が後半10年間で増加寄与を高めており、また管理的職業従事者も未だ割合は低いものの伸び率としては最も高くなっている（35～55年 4.6倍）。

第8図 職業別女子雇用者構成比の推移

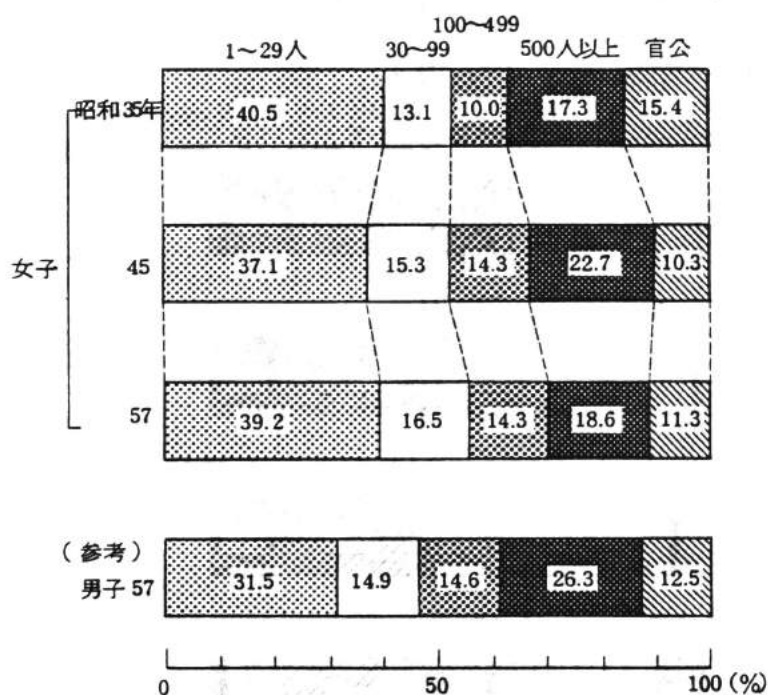


資料出所 総理府統計局「国勢調査」

(規模別にみた動き) 女子雇用者(非農林業)の規模別分布は、男子に比べて小企業の割合が高く、1～29人規模が全体の約4割を占め50年代に入りその割合が高まっている(第9図)。

女子の分布が小企業に偏るのは、小規模比率の高い卸売・小売業、サービス業などに女子雇用者が多いことにもよっている。女子雇用者の増加に対する寄与率をみると、35～45年にかけては500人以上規模が全体の増加の3分の1程度を占めていたのが45～57年には5%弱に低下し、増加の半分は1～29人規模が占めるようになった。

第9図 企業規模別女子雇用者構成比の推移(非農林業)



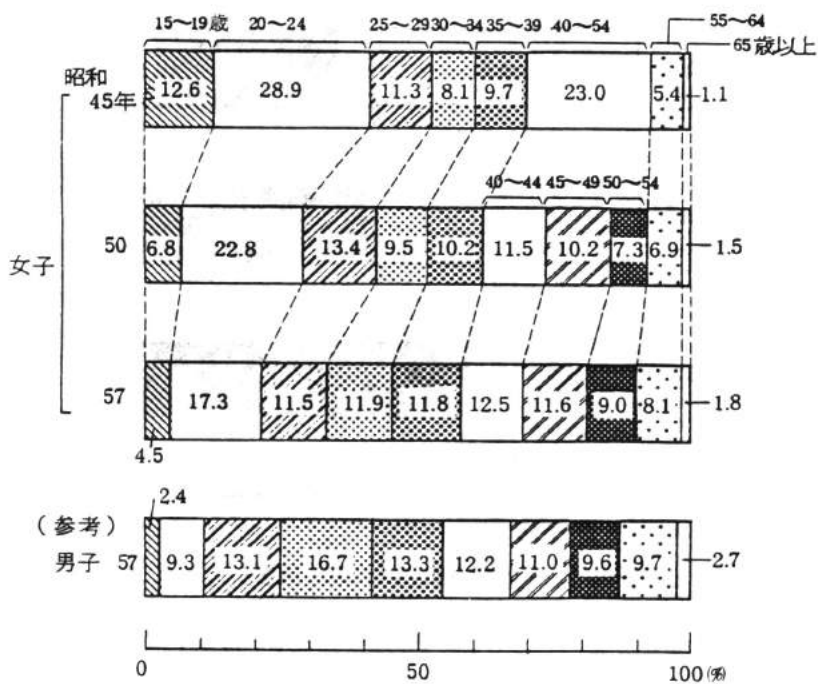
資料出所 総理府統計局「労働力調査」

(2) 女子雇用者の質的变化

— 中高年齢化、有配偶化、学歴水準の高まり、勤続年数の長期化 —

(中高年齢化) 女子労働力の供給構造の変化に伴い、女子雇用者中
の中高年齢層の割合が上昇しており、35歳以上層の割合が45年の
39.2%から50年には47.6%、52年に過半数を超え57年には
54.8%に達した(第10図)。

第10図 年齢階級別女子雇用者構成比の推移

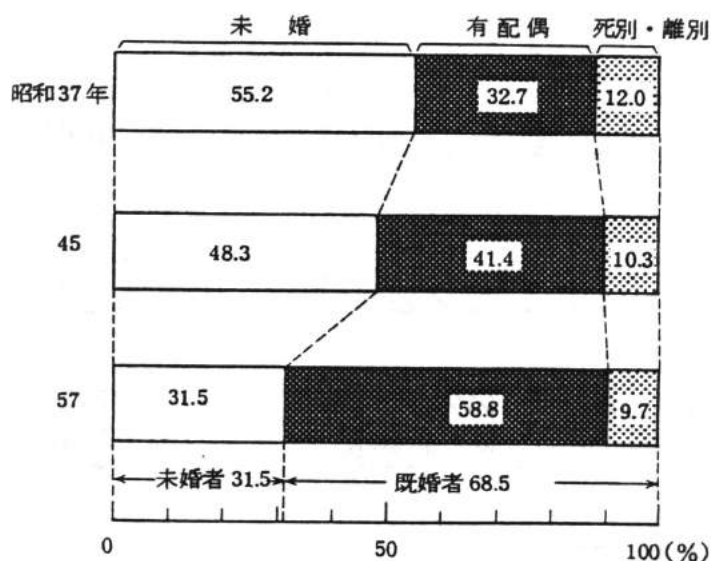


資料出所 総理府統計局「労働力調査」

（有配偶化） 中高年女子雇用者の増加とともに有配偶者の割合が高まっており、非農林業女子雇用者に占める有配偶者の割合は37年の32.7%から49年には50.1%と過半数を超え、57年には58.8%に達している。

また、有配偶者に死別・離別者を加えた既婚者の割合は68.5%にのぼる（第11図）。

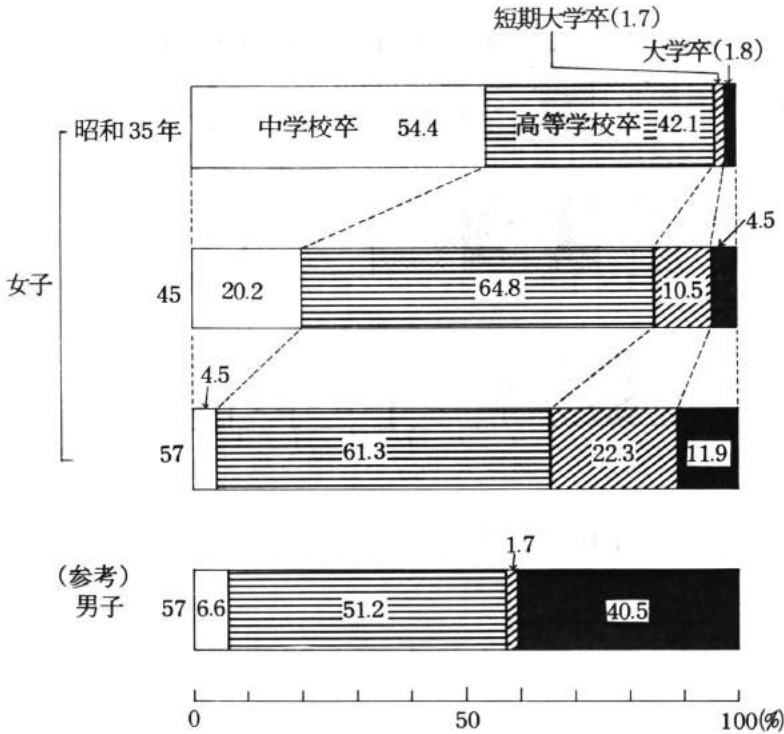
第11図 配偶関係別女子雇用者構成比の推移（非農林業）



資料出所 総理府統計局「労働力調査」

(学歴水準の高まり) 女子の高校進学率は57年には95.5%と非常に高い水準に達しており、短大、大学等高等教育への進学率も40年の11.3%から57年の32.7%へ上昇した。また、新規学卒就職者の学歴別構成比は、57年高卒61.3%、短大卒22.3%、大卒11.9%となっている(第12図)。

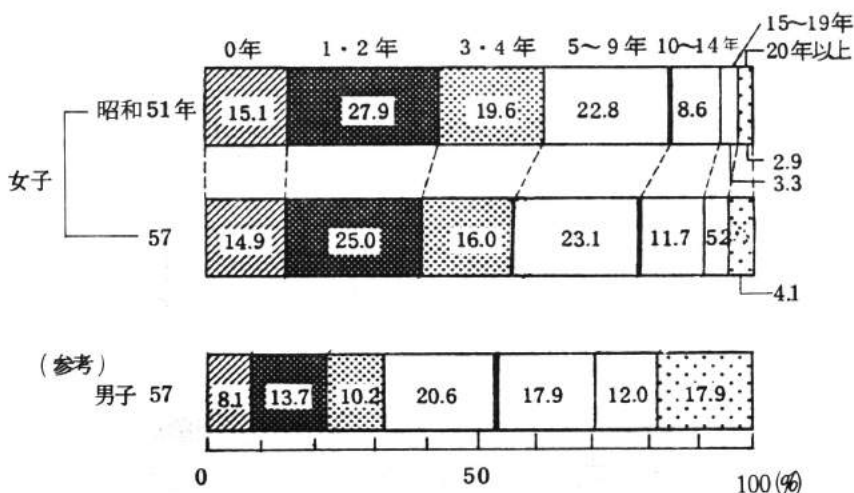
第12図 学歴別女子新規学卒就職者構成比の推移



資料出所 文部省「学校基本調査」

（勤続年数の長期化） 女子の平均勤続年数は 51 年の 5.3 年から 57 年の 6.3 年へ伸びており、10 年以上勤続者の割合が 57 年には 2 割を超えた。こうした勤続年数の長期化は、比較的若い年齢層における継続就業者の増加と、中高年齢層における再就職者等の勤続年数の長期化によってもたらされたものとみられる（第 13 図）。

第 13 図 勤続年数階級別労働者分布の推移



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

3. 家庭の主婦の就業の増加とその背景

(1) 主婦層の労働力率の上昇 — 50%に達した有配偶女子労働力率 —

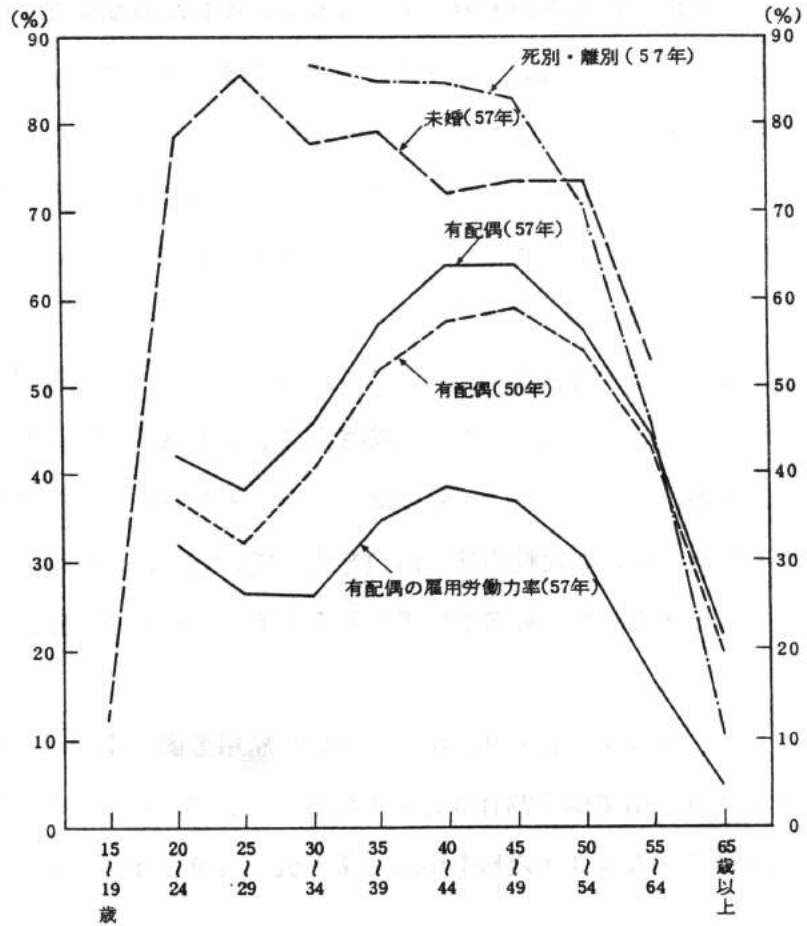
50年代においては、家庭の主婦層の労働力化が進み、なかでも雇用者として働く者の増加が目立っている。

有配偶女子の労働力率の推移をみると、50年までは農家人口の減少を背景に低下を続けたが、51年以降上昇に転じ57年には50.0%に達し、42年当時と同程度の水準となった。

有配偶女子の年齢階級別労働力率をみると、30歳台前半までは4割前後と低く、30歳台後半から高まって、40歳台では6割を超えており、未婚、死別・離別の年齢階級別労働力率が高い山型を描くのに対し、有配偶の場合は比較的低い山型を成しているが、50年と比べると20～49歳の各年齢層でいずれも5ポイント以上の上昇となっている。

また、家族従業者と自営業主を除いた雇用労働力率でみると、雇用者として外へ出て働く割合は近年大幅に上昇してはいるものの出産・育児期である25～34歳層を中心に未だ低い（第14図）。

第 14 図 年齢階級別、配偶関係別女子労働力率



資料出所 総理府統計局「労働力調査」

注) 雇用労働力率とは、人口に占める雇用者の割合である。

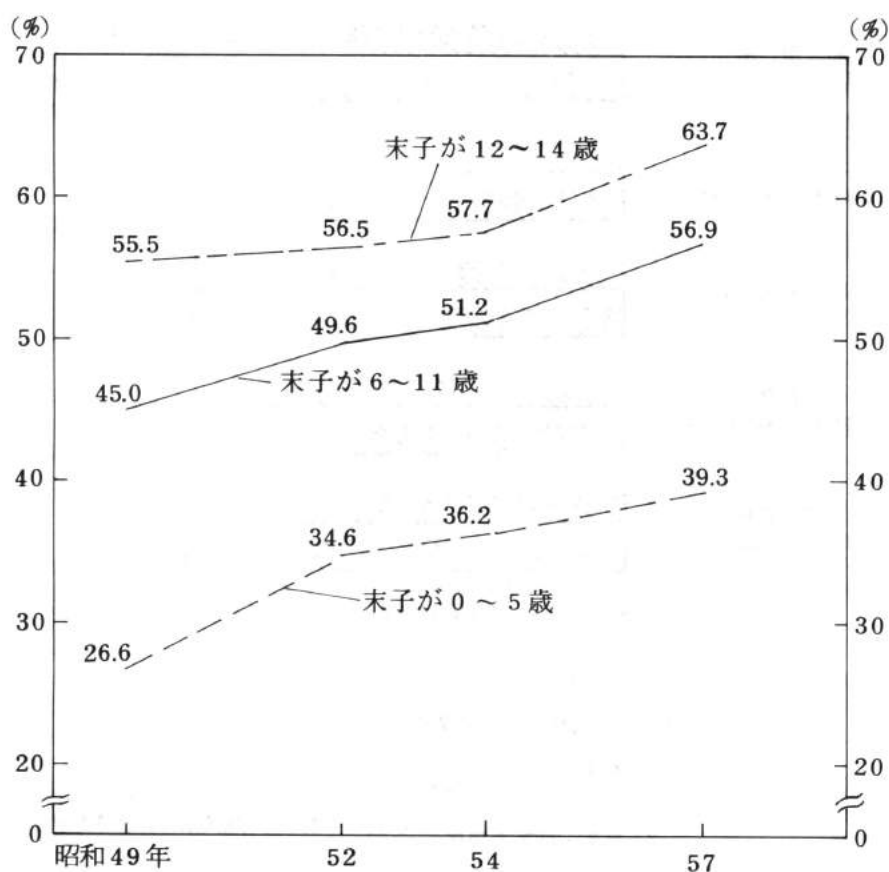
(2) 家庭の主婦の就業を規定する要因

① 子供の存在と主婦の就業

— 子供教育期で有業率上昇 —

未婚層と異なり、家庭の主婦の就業を規定する第1の要因は子供の問題にあり、特に乳幼児の有無が大きく影響する。有配偶女子の有業率を末子の年齢別にみると、0～5歳の乳幼児のいる場合の有業率は約4割と低く、小学生（6～11歳）のいる場合は6割弱、中学生（12～14歳）のいる場合は6割強となって高い（第15図）。

第15図 末子の年齢階級別有配偶女子有業率の推移



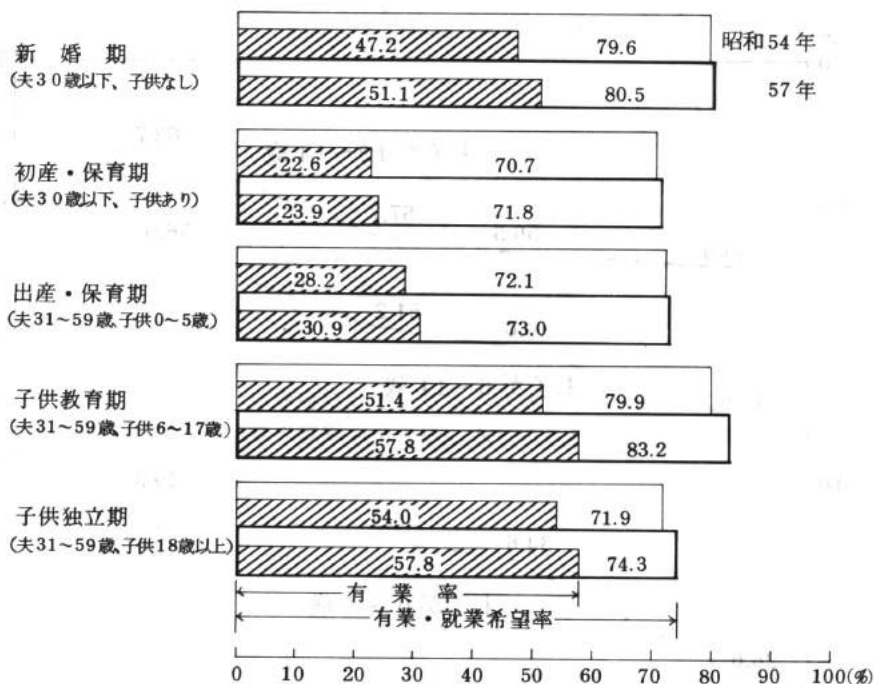
資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

さらに、核家族世帯をとり出して家族形成段階別に妻の有業率をみると、初産・保育期（2割強）及び出産・保育期（3割）においては低く、子供教育期及び子供独立期ではそれぞれ6割近くと高くなっており、54年と比べると有業率の上昇は子供教育期で最も大きい。

なお、有業者と無業者中の就業希望者を合わせた有業・就業希望率をみると、最も低い初産・保育期においても7割を超えている。

しかし、初産・保育期及び出産・保育期においては有業率が低く、乳幼児期の子供を持つ母親の就業が実現する割合は低い（第16図）。

第16図 核家族世帯における家族形成段階別
妻の有業率及び有業・就業希望率



資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

注) 1) 有業率 = $\frac{\text{当該区分の有業者}}{\text{当該区分の人口}}$

2) 有業・就業希望率 = $\frac{\text{当該区分の有業者} + \text{無業者中の就業希望者}}{\text{当該区分の人口}}$

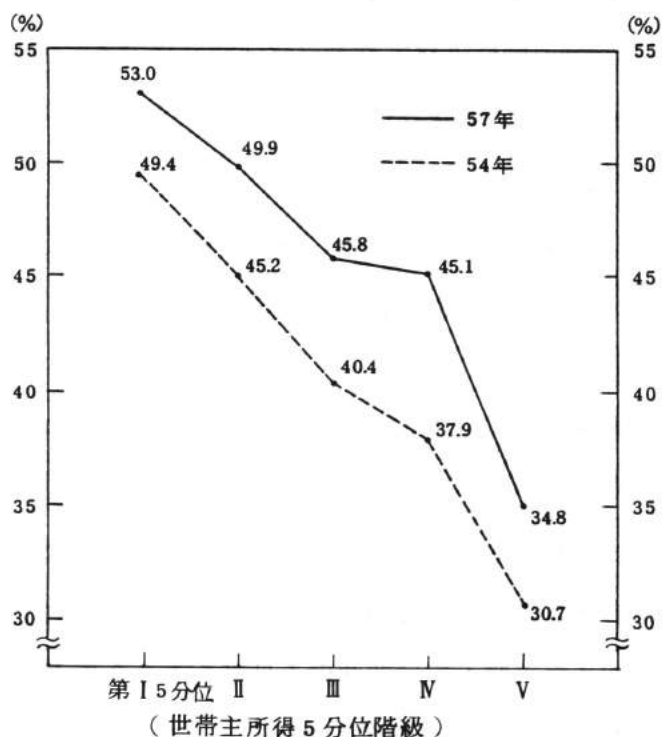
② 世帯主の所得と妻の就業

— 中間所得層での有業率上昇が大きい —

妻の就業は夫の所得との関係によって影響される。その就業動機が経済的理由と関連するからである。雇用者世帯について、世帯主所得5分位階級別に世帯主の配偶者の有業率をみると、世帯主の所得の低い層では有業率は高く、所得が高くなるほど有業率は低くなっており、54年と比べると、特に、中間層において有業率の上昇が大きい（第17図）。

また、25歳以上の女子の就業動機をみると、「収入を得たいから」とする者が、新規就業者の約5割、就業希望者の6割以上を占めて最も多く、54年と比較してもこの割合は高まっている。

第17図 世帯主所得の5分位階級別世帯主の配偶者の有業率（雇用者世帯）



資料出所 総理府統計局「就業構造基本調査」

注) 世帯主所得額階級別に世帯数を5分位階級
(世帯数を5等分して低い方から順に第Iから第V分位とする)に組み替えて計算した。

(3) 主婦の就業の内容

— パート希望の多い主婦就業 —

家庭生活との両立を図りながら世帯の追加所得動機などから働くことの多い家庭の主婦層の就業の内容は、家事のかたわら「仕事を従」として働く者が約半数を占めている。また、現在無業で就業を希望している有配偶女子も9割は「仕事を従」として働くことを希望している。仕事の内容としては、「パート・アルバイトの仕事をしたい」が過半数を占めて最も多く、他に約4分の1が「家庭で内職をしたい」としており、「正規の職員・従業員」として働きたいとする者は1割に満たない。

なお、有配偶女子有業者のうちの雇用者の雇用形態をみると、「正規の職員・従業員」の割合が5割半ばと未婚女子に比べて相対的に低く、また、「パート・アルバイト」の割合が3分の1を超えて高くなっている。

(4) 勤労者世帯の家計と妻の収入

— 貯蓄意欲の高い共働き世帯 —

総理府統計局「家計調査」によると、勤労者世帯の実収入に占める妻の勤め先収入の割合は年々上昇し、57年には7.6%となり、家計における重要性を増している。

勤労者世帯（核家族）のうち、共働き世帯（夫婦2人が有業者、ただし妻は勤労者に限らない）と非共働き世帯（夫1人が有業者）をとりだしてそれぞれの家計の特徴をみると、共働き世帯の収入は世帯主収入では非共働き世帯を8.5%下回っているが、妻の収入や（主に妻の）事業・内職収入等を加えた実収入では非共働き世帯を10.3%上回る。

消費生活の特徴を消費支出の構成比でみると、共働き世帯では非共働き世帯に比べ交通通信（なかでも自動車等関係費）、教育、教養娯楽、

その他の消費支出（なかでも諸雑費、交際費）の割合が大きく、食料、住居、保健医療などの割合は非共働き世帯を下回る。食料の中の調理食品や外食費の割合は共働き世帯で大きい。

また、可処分所得（実収入から税金や社会保障費を除く）は共働き世帯が非共働き世帯を18.1%上回っているが、そのうち消費にまわされる割合（平均消費性向）は共働き世帯（75.7%）の方が5.4ポイント低く、逆に貯蓄などの金融資産純増及び土地家屋借金返済の可処分所得に占める割合は共働き世帯（14.9%、5.4%）の方がそれぞれ4.5ポイント及び0.6ポイント高く、共働きの理由をうかがわせる。

(5) 有業主婦の生活時間

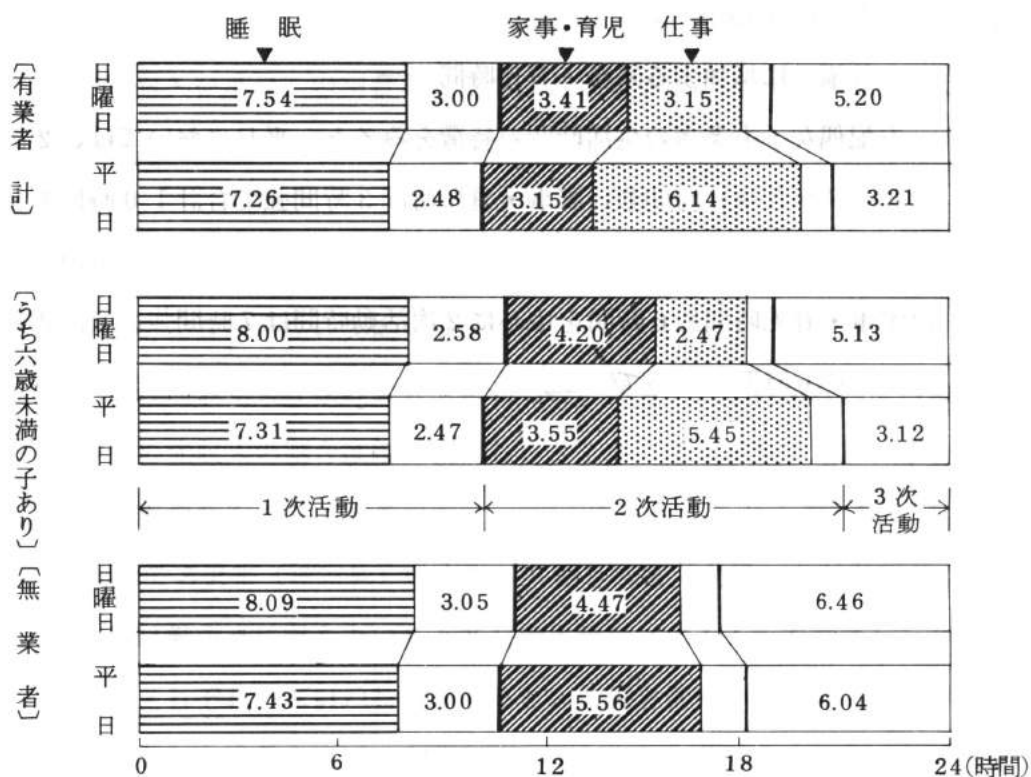
— 日曜日に増加する家事・育児時間 —

有配偶女子有業者の生活時間の特徴をみると、平日においては、2次活動時間が仕事6時間強、家事・育児時間3時間強で合計10時間半となっており、3次活動時間は3時間半に満たない。一方、無業者の場合は家事・育児時間約6時間を中心に2次活動時間は7時間強、3次活動時間は約6時間となっている。

また、有業主婦は日曜日においては仕事時間が3時間短くなる一方3次活動時間が2時間長くなるなど日曜と平日との生活時間配分の差が大きくなっており、家事・育児時間についても、専業主婦が平日より1時間以上短くなるのに対して逆に20分以上長くなっている。

なお、有業者のうち、6歳未満の子供のいる場合には、有業者計に比べて仕事時間が短く、家事・育児時間が長い生活時間配分となっている（第18図）。

第18図 有配偶女子の平日及び日曜日別生活時間配分



資料出所 総理府統計局「社会生活基本調査」(昭和56年)

(注) 1次活動とは睡眠、食事など生理的に必要な行動、2次活動とは有業者の仕事、主婦の家事など義務的、拘束的な行動、3次活動はそれ以外の自由時間、余暇に相当する時間である。

4. パートタイム雇用機会の増大

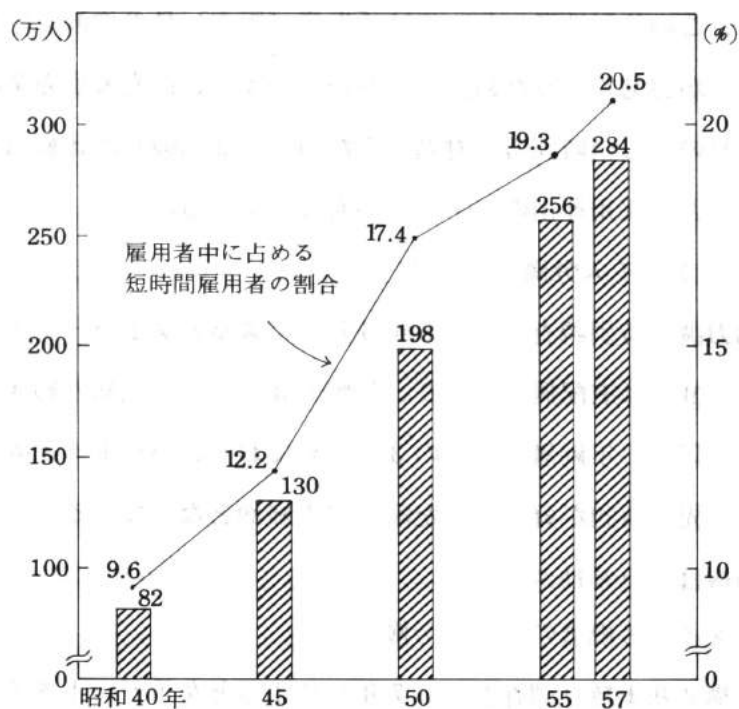
— 2割を超える短時間雇用者比率 —

① パートタイム労働者の増加と実態

近年の女子労働者の増加はパートタイム労働者の増加によるところが大きい。短時間就労に適した第3次産業分野の拡大、景気停滞下の企業の人件費増抑制といった需要側の要因に、短時間就労を希望する主婦の増加といった供給側の要因が適合し、増加が続いている。

パートタイム労働者の増加の推移を週の就業時間が35時間未満の女子短時間雇用者（非農林業）によってみると、57年には284万人となっており、女子雇用者総数に占める割合は40年の9.6%から50年には17.4%に高まり、その後も年々上昇して57年には20.5%と2割を超えた（第19図）。

第19図 短時間雇用者の推移（非農林業）



資料出所 総理府統計局「労働力調査」

- 短時間雇用者の産業別分布をみると、女子雇用者全体に比べて特に卸売・小売業のウェイトが高い。
- 規模別分布をみると、短時間雇用者の過半数は1～29人規模に分布しており、女子雇用者全体に比べて特に1～29人規模のウェイトが高い。
- 「雇用動向調査」（57年）によりパートタイム入職者の職業別構成比をみると、女子一般入職者に比べ、技能工、生産工程作業員及び販売従事者の割合が大きく、事務従事者及び専門的・技術的職業従事者の割合が小さいなど比較的単純な職種につく者が多い。

② パートタイム労働者等の採用理由

「雇用管理調査」（58年1月）によって企業の常用パートの採用理由をみると「仕事の内容がパートタイム労働者等で間に合うため」（6割強）が最も多く、続いて「人件費が割安となるため」（3割）となっているが、この他製造業においては「生産（販売）量の増減に応じて雇用量の調整が容易であるため」（3割弱）が多く、卸売・小売業においては「1日の忙しい時間帯に対処するため」（2割強）が比較的多いなど、産業ごとに採用理由のウェイトが異なっている。

③ 女子パートタイム労働者の属性

「労働力調査特別調査」（56年3月）によると女子パートタイム労働者の85.9%は有配偶者であり、年齢も35～44歳層の約4割を中心に35歳以上の年齢層が4分の3を占めており、パートタイム労働者の中心は育児の負担が軽減された家庭の主婦層となっている。また、その入職動機は家計補助が多い。

④ パートタイム労働者の賃金と労働時間

「賃金構造基本統計調査」（57年）によると女子パートタイム労働

者の1時間当たり賃金（所定内給与）は540円で、産業別にはサービス業が600円と比較的高い。

年齢別にみると、20～24歳層の賃金が最も高いが、20～24歳層の賃金を100とすると30歳以上のいずれの年齢も9割前後となり、一般に単純・補助的な仕事に従事することが多いこともあって年齢による差はかなり小さい。

また、パートタイム労働者の賃金は同一地域内のパートタイム賃金を重視して決定されることが多く、規模別の差が比較的小さい。

なお、パートタイム労働者の平均年齢は41.2歳、勤続年数は3.4年であり、徐々に上昇している。

また、パートタイム労働者の1カ月の実労働日数は22日、1日の所定内実労働時間数は6時間となっている。

⑤ 雇用契約と就業規則等

「雇用管理調査」（58年1月）によると常用パートに対する雇用契約は「契約期間の定めがない」企業が6割を、「契約期間の定めのある」企業が4割を占めるがその契約期間は「6カ月を超え1年以下」が半数近くとなっている。

また、パートタイム労働者に適用される就業規則がある企業は51.7%であり、その内容は「一般労働者に適用される就業規則をそのまま適用」が39.8%と多く、「パートタイム労働者専用の就業規則がある」は33.4%となっている。

パートタイム労働者に対する労働条件の明示を何らかの形で行っている企業は約9割にのぼるが、昇給及び休暇（年次有給休暇等）については明示する割合が約4割と低い。

5. 女子労働者の賃金

(1) 平均賃金の動き

— パートタイム労働者の増加から男女格差拡大 —

「毎月勤労統計調査」によると男女労働者全体の賃金（現金給与総額）は35年から49年にかけて大きく上昇したが、50年以降の賃金の伸びは鈍化している。

女子の賃金は、高度経済成長期には男子を上回る高い伸びを示したが、50年以降賃金上昇率は鈍化し、近年は男子の伸びを下回るようになっている。この結果、男女の賃金格差（男子の賃金を100とした場合の女子の賃金の割合）は、35年の42.8から57年の52.8へ10.0ポイント縮小しているが、年次別にみると、50年まで縮小、51年以降横ばいとなり、53年の56.2をピークに拡大傾向に転じ57年の52.8へ3.4ポイント拡大した。

54年からの格差の拡大は、所定内労働時間数が男子を上回って短縮していることに示されるように、主にパートタイム労働者の増加によるところが大きい。その他の要因としては、女子労働者、なかでもパートタイム労働者が小規模を中心に増加したこと、小規模では特別給与を中心に賃金の伸びの鈍化が大きかったことなどがあげられる。

(2) 年齢別賃金の実態

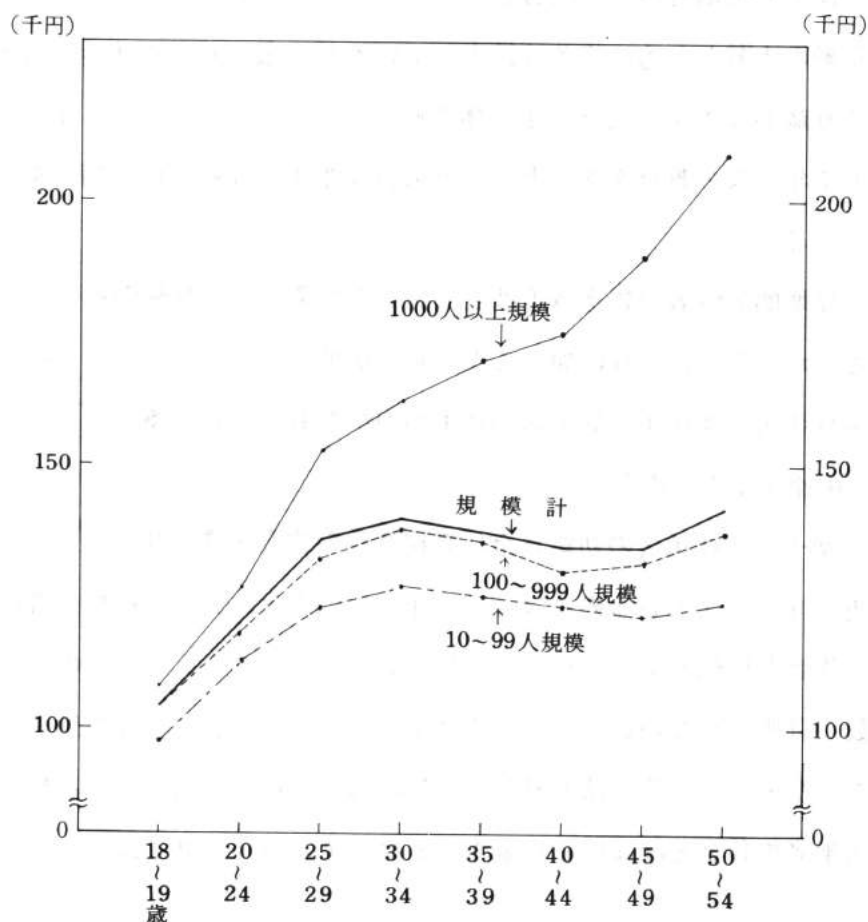
— 年齢に伴う賃金上昇が小さい女子の賃金 —

民営企業における女子労働者（パートタイム労働者を除く）の賃金（1人平均所定内給与）を年齢別にみると、30～34歳層までは年齢上昇とともに賃金も緩やかに上昇しているが、その後は横ばいからやや低下となっており、女子の賃金には年齢に伴う賃金上昇はあまりみとめられない。

規模別にみると、1,000人以上規模においては女子の賃金も年齢とともに上昇しており、それ以下の規模においては30～34歳層までは賃金が高まりそれ以降は横ばいからやや低下となっている（第20図）。

女子の賃金が若年層では上昇するが35歳以降横ばいとなる背景には、30歳台前半にかけて結婚、出産等による退職者等が多く、30歳台後半以降は再就職者など中途採用者の割合が高まること、年齢が高くなるほど中小規模の割合が高まること、学歴構成の違いなどが考えられる。

第20図 規模別、年齢階級別女子所定内給与額



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(昭和57年)

○ 標準的労働者の賃金

男女の賃金の格差は、就業分野の違いとともに年齢、勤続年数、学歴の差によっても生じる。そこで、年齢、勤続年数、学歴を同一にした標準的労働者（学校卒業後同一企業に継続して勤務したと思われる者、学歴は高卒）の賃金を年齢別にみると、女子全体では横ばいとなる30歳台も上昇を続け、50～54歳層まで一貫して上昇しており、20～24歳層の賃金を100とすると、50～54歳層の賃金は217.4と2倍を超えている。

標準的労働者の男女間賃金格差は20～24歳層では9割と小さく、年齢の上昇とともに格差は拡大しているが、最も格差が大きくなる40歳台でも7割弱と女子全体の格差よりかなり小さい。51年から57年までの推移をみると、30歳台前半までは格差縮小傾向を示している。

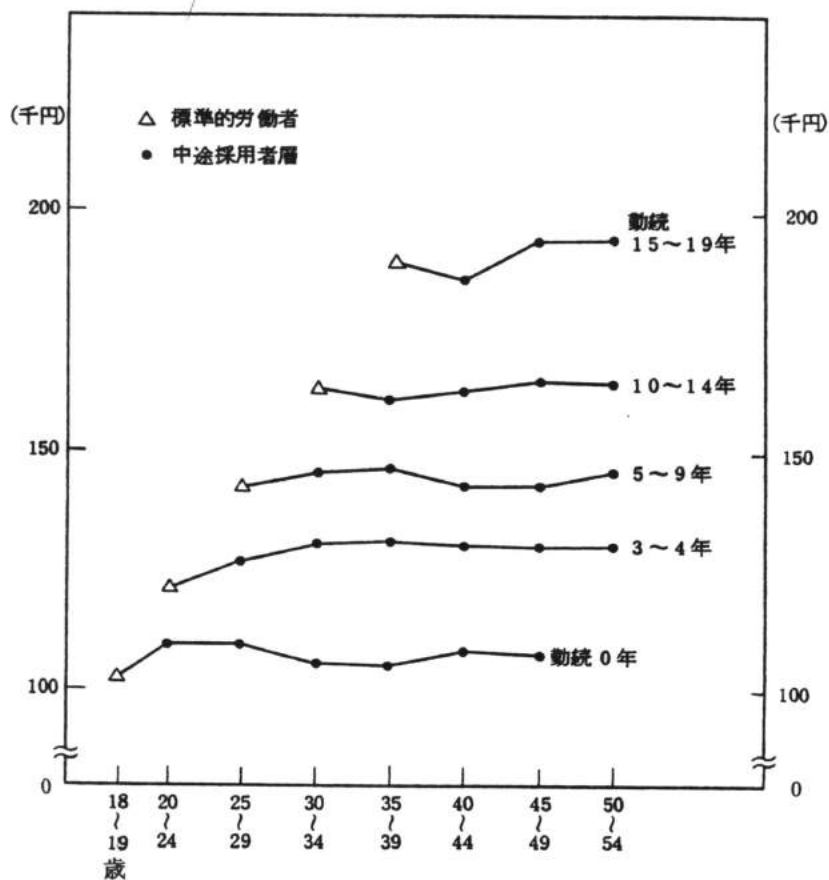
標準的労働者の賃金格差は主に男女の就業分野、職種の差によるところが大きく、これに加えて支給対象が世帯主に限られることの多い家族手当、住居手当等生活関連手当の影響も考えられる。

○ 中途採用者の賃金

女子中途採用者の初給賃金（勤続0年の賃金・学歴は高卒）をみると、年齢による賃金の差は非常に小さい。また、女子中途採用者の初給賃金が年齢要素によりほとんど差がないとしても、その後の勤続年数が評価されないということではない。中途採用者の場合も勤続年数の伸びとともに賃金は上昇しており、同じ勤続年数階級にある標準的労働者の賃金とほぼ同じ賃金水準となっている（第21図）。

第 21 図 標準的労働者と中途採用者層の賃金

(勤続年数階級別所定内給与額)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(昭和57年)

2014

